

**【合志市に認定申請できる方】**

法人：合志市内に主たる事業所（法人登記等）がある方

（市外に主たる事業所がある場合は、その所在地を管轄する市区町村へ申請してください。）

個人：合志市内に主たる事業所がある方

（市外居住者も含まれます。市内居住者であっても市外に主たる事業所がある場合は、その所在地を管轄する市区町村へ申請してください。）

**【個別の要件等や必要書類など】****＜認定の対象及び認定の要件＞次のいずれかに該当する者**

（イ）国が指定する不況業種（指定〈不況〉業種）を営んでおり、最近3ヶ月間の売上高等が前年同期比で**10%以上**減少している中小企業者

（ロ）国が指定する不況業種（指定〈不況〉業種）を営んでおり、製品などの価格のうち20%以上を占める原油等の仕入れ価格が20%以上、上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者

※最近2ヶ月の売上高当の実績値とその翌月を含む3ヶ月間の見込み値で認定申請することも可能

**＜申請に必要な書類＞**

※「申請書一式」PDFをダウンロードし片面印刷してください。最も申請が多いのは『(イ)-1』です。

- 認定申請書 **2通** ※他の自治体の様式は利用できません
- 添付書類（別紙1・2） 各1通
- 指定〈不況〉業種に該当することが確認できる書類（商業登記簿謄本、許可証、定款等の写し）
- 決算(申告書)書の写し 2ヵ年分
- 委任状（金融機関に申請を委任するとき）
- その他本市が当該認定に際し必要な書類等

**＜その他＞**

■指定〈不況〉業種は、3ヶ月毎に見直されます。

※中小企業庁ホームページ <http://www.chusho.meti.go.jp/>

「指定〈不況〉業種」リスト掲載 [http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu\\_net\\_5gou.htm](http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.htm)

**＜認定申請窓口＞**

合志市役所 合志庁舎2階 商工振興課 TEL 096-248-1115(直通) FAX 096-248-1888

※お渡しまで、**数日必要**です。申請日を1日目として3営業日以上が目安です。

ご希望に添えない場合がありますので、余裕を持って申請してください。

**留意事項**

セーフティネット保証制度に係る合志市の認定を受けられた「特定中小企業者」の方でも諸般の事情等で信用保証を受けられない場合もあります。

また、本認定とは別に金融機関及び信用保証協会の金融上の審査があります。各金融機関や熊本県信用保証協会と事前にご相談をしてください。

～当該認定が信用保証（融資）を確約するものではありません～

◎ 熊本県信用保証協会ホームページ <http://www.kumamoto-cgc.or.jp/>

熊本市中央区南熊本4丁目1番1号 TEL 096-375-2000（代表）